

令和8年（フ）第261号

広島県廿日市市山陽園8番11号
債務者 望月 和美
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第481号

広島市安佐南区緑井5丁目8番10号
債務者 田原 優菜
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第631号

秋田市外旭川八柳1丁目3番18号、申立時広島市中区鉄砲町7番27—502号
債務者 近藤 美璃（旧姓白井）
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第678号

広島市中区江波東1丁目17番16号
債務者 上村美由紀
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第697号

広島市東区戸坂くるめ木1丁目1番26—101号 B棟
債務者 大下 里美
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第722号

広島市安佐南区安東1丁目1番32—204号
債務者 坂根 悦子
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第21号

熊本県天草市亀場町亀川1941番地2 福田パークハイツⅡ 101号室、前住所熊本県天草市亀場町亀川1905番地8
債務者 荒木 秀美
1 決定年月日時 令和8年7月15日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月25日まで
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止

令和8年（フ）第52号

千葉県銚子市中央町6番地の1
破産者 藤村建設株式会社
1 決定年月日 令和8年7月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第53号

茨城県神栖市土合本町五丁目9809番地728
破産者 藤村 貴治
1 決定年月日 令和8年7月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（フ）第374号

大阪府和泉市はつが野一丁目31番14号
破産者 株式会社スムーズホーム
1 決定年月日 令和8年7月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第583号

（最後の住所）大阪府泉南郡熊取町小垣内1丁目6番8号
破産者 木岡商店こと 被相続人亡木岡親秀相続財産
1 決定年月日 令和8年7月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第33号

大阪府岸和田市東大路町65番地の8、前住所和歌山市西浜978番地2 クレイノ雄の浦206号室
破産者 窪田 裕介
1 決定年月日 令和8年7月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第106号

奈良県香芝市良福寺60番地5
破産者 株式会社SUMILE
1 決定年月日 令和8年7月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（フ）第243号

札幌市西区山の手2条12丁目11番27号
破産者 BACK BONE株式会社
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第59号

山形県米沢市大字花沢883番地11
破産者 有限会社ヴェルデ
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

令和7年（フ）第74号

最後の住所 山形県米沢市福田町2丁目3番47—4号、前住所山形県米沢市大字川井982番地の12
破産者 亡鈴木昭憲相続財産
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

令和6年（フ）第239号

（最後の住所）群馬県伊勢崎市下植木町956番地1 大木住宅D
破産者 亡齋木公相続財産
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第53号

神奈川県横浜市区西北幸二丁目10番地28むつみビル3F
破産者 株式会社エンライトメント
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係